

平成30年11月22日

建設緑政局関係議案資料 (その2)

議案第166号

川崎市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

川崎市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

本市の市営霊園においては、墓所の無縁化の進行が懸念されており、墓所の承継の不安が大きくなっていることから、平成30年3月に策定した「川崎市営霊園整備計画」に基づき、個人での管理が不要で、承継の必要がない合葬型墓所を緑ヶ丘霊園内に整備し、平成31年度から供用を開始する予定である。

2 条例改正の概要

合葬型墓所を供用するにあたり、使用料等の設定を行うこと等、施設の管理運営に関する規定を整備するものである。

(1) 合葬型墓所の設置

合葬型墓所とは、一つの墓所に縁者以外の者も含め、多数の焼骨を埋蔵する形式の墓所であり、条例の規定に基づき管理運営する施設となることから、墓地の形式を条例に定める。

(2) 合葬型墓所の利用資格

合葬型墓所は、多様な需要に応えるため、利用者本人の御遺骨の埋蔵先としてのいわゆる「生前取得」にも対応するが、生前取得利用者は、祭祀を主宰する者の概念がないことから、資格要件から除外する。

(3) 合葬型墓所の「利用者の承継」「利用場所の返還」に係る変更

合葬型墓所とは、一つの墓所に縁者以外の者も含め、多数の焼骨を埋蔵する形式の墓所であり、個人での管理が不要で承継の必要がないことから、承継要件、返還要件から除外する。

(4) 合葬型墓所の利用許可の取消に係る変更

合葬型墓所は、承継の必要がなく、必要となる使用料や管理料は利用許可の際に、一括して徴収することから、利用許可の取消規定から除外する。

(5) 合葬型墓所の利用権の消滅

合葬型墓所の生前取得利用者がお亡くなりになり、自己の焼骨が合葬型墓所にいつまでも埋蔵されないと、管理運営に支障が生じることから、死亡した日からその焼骨を埋蔵せずに2年を経過したときは、焼骨を埋蔵する権利は、消滅する。

(6) 合葬型墓所の使用料及び管理料

使用料は、受益者負担の原則に基づき、合葬型墓所の建設に係る費用等をもとに1体につき、70,000円とする。管理料は、受益者負担の原則に基づき、維持管費用等をもとに1体につき、永年30,000円とする。

(7) 市営霊園の既存墓所撤去後に合葬型墓所へ改葬する場合の使用料免除

市営霊園の既存墓所の利用者が、利用場所を返還し、合葬型墓所に改葬する場合、墓所の循環利用につなげるため、使用料は徴収しないとする優遇措置を定める。

(8) 合葬型墓所における焼骨の不返還

本市の合葬型墓所は、遺骨を一時的に預かる期間は設けず、直接、地下空間に埋蔵する直接合葬方式を採用しており、一度埋蔵した焼骨を返還することは物理的に困難であることから、焼骨の不返還を定める。

3 施行期日

規則で定める日から施行

合葬型墓所 施設概要

合葬型墓所の概要

名称	合葬型墓所
設置場所	川崎市緑ヶ丘霊園
規模	約20,000体埋蔵
構造	鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積	約148平方メートル
完成予定	平成31年3月



全体イメージ図



正面からのイメージ図



川崎市墓地条例新旧対照表

改正後	改正前																										
<p style="text-align: center;">○川崎市墓地条例 昭和31年3月30日条例第5号</p> <p>(設置) 川崎市墓地条例</p> <p>目次 第1章 総則 (第1条～第9条の2) 第2章 埋葬場所及び碑石、形像等の設置場所 (第10条～第17条の2) 第3章 雑則 (第18条～第21条) 附則</p> <p>第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)による埋葬又は埋蔵の施設として本市に墓地を設置する。</p> <p>2 墓地の名称、位置及び形式は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> <th style="width: 40%;">形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">川崎市緑ヶ丘霊園</td> <td rowspan="2">川崎市高津区下作延1,241番地</td> <td>一般墓所</td> </tr> <tr> <td>合葬型墓所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">川崎市早野聖地公園</td> <td rowspan="4">川崎市麻生区早野732番地</td> <td>一般墓所</td> </tr> <tr> <td>壁面型墓所</td> </tr> <tr> <td>芝生型墓所</td> </tr> <tr> <td>集合個別型墓所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者)</p> <p>第1条の2 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)に墓地の管理を行わせる。</p> <p>(1) 墓地の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとともに管理</p>	名称	位置	形式	川崎市緑ヶ丘霊園	川崎市高津区下作延1,241番地	一般墓所	合葬型墓所	川崎市早野聖地公園	川崎市麻生区早野732番地	一般墓所	壁面型墓所	芝生型墓所	集合個別型墓所	<p style="text-align: center;">○川崎市墓地条例 昭和31年3月30日条例第5号</p> <p>(設置) 川崎市墓地条例</p> <p>目次 第1章 総則 (第1条～第9条) 第2章 埋葬場所及び碑石、形像等の設置場所 (第10条～第17条) 第3章 雑則 (第18条～第21条) 附則</p> <p>第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)による埋葬又は埋蔵の施設として本市に墓地を設置する。</p> <p>2 墓地の名称、位置及び形式は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> <th style="width: 40%;">形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">川崎市緑ヶ丘霊園</td> <td rowspan="2">川崎市高津区下作延1,241番地</td> <td>一般墓所</td> </tr> <tr> <td>一般墓所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">川崎市早野聖地公園</td> <td rowspan="4">川崎市麻生区早野732番地</td> <td>一般墓所</td> </tr> <tr> <td>壁面型墓所</td> </tr> <tr> <td>芝生型墓所</td> </tr> <tr> <td>集合個別型墓所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者)</p> <p>第1条の2 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)に墓地の管理を行わせる。</p> <p>(1) 墓地の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとともに管理</p>	名称	位置	形式	川崎市緑ヶ丘霊園	川崎市高津区下作延1,241番地	一般墓所	一般墓所	川崎市早野聖地公園	川崎市麻生区早野732番地	一般墓所	壁面型墓所	芝生型墓所	集合個別型墓所
名称	位置	形式																									
川崎市緑ヶ丘霊園	川崎市高津区下作延1,241番地	一般墓所																									
		合葬型墓所																									
川崎市早野聖地公園	川崎市麻生区早野732番地	一般墓所																									
		壁面型墓所																									
		芝生型墓所																									
		集合個別型墓所																									
名称	位置	形式																									
川崎市緑ヶ丘霊園	川崎市高津区下作延1,241番地	一般墓所																									
		一般墓所																									
川崎市早野聖地公園	川崎市麻生区早野732番地	一般墓所																									
		壁面型墓所																									
		芝生型墓所																									
		集合個別型墓所																									

改正後	改正前
<p>経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第1条の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、墓地の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第1条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 墓地の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、墓地の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務 (利用の目的)</p> <p>第2条 墓地は、墳墓の用に供する目的以外に利用することはできない。ただし、碑石、形像等の建設その他墳墓及び祭祀に伴う利用については、この限りでない。 (利用の許可)</p> <p>第3条 墓地を利用しようとする者は、この条例の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。 (利用者の資格)</p> <p>第4条 墓地を利用しようとする者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、本市以外に住所を有する者に対しても、利用を許可することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、埋葬場所を利用しようとする者<u>(その死後に</u> <u>おいて自己の焼骨を埋蔵するため合葬型墓所を利用しようとする者を除く。)</u>は、墳墓の祭祀を主宰すべき者でなければならない。</p>	<p>経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第1条の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、墓地の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第1条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 墓地の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、墓地の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務 (利用の目的)</p> <p>第2条 墓地は、墳墓の用に供する目的以外に利用することはできない。ただし、碑石、形像等の建設その他墳墓及び祭祀に伴う利用については、この限りでない。 (利用の許可)</p> <p>第3条 墓地を利用しようとする者は、この条例の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。 (利用者の資格)</p> <p>第4条 墓地を利用しようとする者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、本市以外に住所を有する者に対しても、利用を許可することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、埋葬場所を利用しようとする者は、墳墓の祭祀を主宰すべき者でなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(利用者の承継)</p> <p>第5条 墓地の利用は、埋葬場所(合葬型墓所を除く。第9条第1項及び第17条において同じ。)については、祭祀の承継人が、その原因発生後に直ちに市長に届け出て、承認を得て承継することができる。</p>	<p>(利用者の承継)</p> <p>第5条 墓地の利用は、埋葬場所については、祭祀の承継人が、その原因発生後に直ちに市長に届け出て、承認を得て承継することができる。</p>
<p>(設備制限等)</p> <p>第6条 指定管理者は、第3条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、規則で定める範囲内において、利用場所について制限若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他の負担を負わせることができる。</p>	<p>(設備制限等)</p> <p>第6条 指定管理者は、第3条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、規則で定める範囲内において、利用場所について制限若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他の負担を負わせることができる。</p>
<p>(利用場所の返還)</p> <p>第7条 利用者は、利用場所(合葬型墓所を除く。)が不要になったときは、直ちに市長に届け出て、その場所を原状に復し、本市に返還することができる。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。</p>	<p>(利用場所の返還)</p> <p>第7条 利用者は、利用場所が不要になったときは、直ちに市長に届け出て、その場所を原状に復し、本市に返還することができる。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。</p>
<p>(利用場所等の変更又は返還命令)</p> <p>第8条 市長は、墓地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、利用場所又は所在物件につき、変更又は返還させることができる。</p> <p>2 前項の規定により変更又は返還させたときは、市長は、換地又は補償料を交付する。</p> <p>3 前項の規定によりがたい事情があるときは、既納の使用料を還付する。</p>	<p>(利用場所等の変更又は返還命令)</p> <p>第8条 市長は、墓地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、利用場所又は所在物件につき、変更又は返還させることができる。</p> <p>2 前項の規定により変更又は返還させたときは、市長は、換地又は補償料を交付する。</p> <p>3 前項の規定によりがたい事情があるときは、既納の使用料を還付する。</p>
<p>(利用許可の取消)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、墓地の利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 埋葬場所の利用者が死亡した日から起算し、3年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。</p> <p>(2) 埋葬場所の利用者が許可を受けた日から利用しないで2年を経過したとき。</p> <p>(3) 埋葬場所の利用者が3年間管理料を納めないとき。</p>	<p>(利用許可の取消)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、墓地の利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 埋葬場所の利用者が死亡した日から起算し、3年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。</p> <p>(2) 埋葬場所の利用者が許可を受けた日から利用しないで2年を経過したとき。</p> <p>(3) 埋葬場所の利用者が3年間管理料を納めないとき。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 墓地の利用者が許可を受けた目的以外に利用したとき。</p> <p>(5) 利用者が利用場所を転貸したとき。</p> <p>(6) この条例又はこれに基づく命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により利用許可を取り消されたときは、利用者<u>(合葬型墓所の利用者を除く。次項において同じ。)</u>は、直ちにその場所を原状に復して、本市に返還しなければならない。</p> <p>3 利用者が前項の措置を行わなかった場合は、市長がこれをなし、その費用は義務者から徴収する。</p> <p><u>(合葬型墓所の利用権の消滅)</u></p>	<p>(4) 墓地の利用者が許可を受けた目的以外に利用したとき。</p> <p>(5) 利用者が利用場所を転貸したとき。</p> <p>(6) この条例又はこれに基づく命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により利用許可を取り消されたときは、利用者は、直ちにその場所を原状に復して、本市に返還しなければならない。</p> <p>3 利用者が前項の措置を行わなかった場合は、市長がこれをなし、その費用は義務者から徴収する。</p>
<p><u>第9条の2 合葬型墓所の利用者が利用許可を受けた日（その死後において自己の焼骨を埋蔵するため利用許可を受けた場合にあっては、その死亡した日）から焼骨が合葬型墓所に埋蔵されずに2年を経過したときは、当該利用許可に係る合葬型墓所に焼骨を埋蔵する権利は、消滅する。ただし、当該期間内に埋蔵できないことにつき正当な理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	
<p>第2章 埋葬場所及び碑石、形像等の設置場所 (面積の限度)</p>	<p>第2章 埋葬場所及び碑石、形像等の設置場所 (面積の限度)</p>
<p>第10条 一般墓所及び碑石、形像等の設置場所の面積は、次の限度により市長が許可する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、一般墓所の跡地を更に一般墓所として利用する場合に限り、その面積を超えて許可することができる。</p> <p>(1) 一般墓所 1箇所 24平方メートル以内</p> <p>(2) 碑石、形像等の設置場所 1箇所 30平方メートル以内</p> <p>(利用箇所の制限)</p>	<p>第10条 一般墓所及び碑石、形像等の設置場所の面積は、次の限度により市長が許可する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、一般墓所の跡地を更に一般墓所として利用する場合に限り、その面積を超えて許可することができる。</p> <p>(1) 一般墓所 1箇所 24平方メートル以内</p> <p>(2) 碑石、形像等の設置場所 1箇所 30平方メートル以内</p> <p>(利用箇所の制限)</p>
<p>第11条 埋葬場所の利用は、利用者1人につき1箇所とする。ただし、埋葬の余地がない場合は、この限りでない。</p>	<p>第11条 埋葬場所の利用は、利用者1人につき1箇所とする。ただし、埋葬の余地がない場合は、この限りでない。</p>

改正後				改正前			
(使用料) 第12条 使用料は、次により許可の際徴収する。				(使用料) 第12条 使用料は、次により許可の際徴収する。			
(1) 埋葬場所				(1) 埋葬場所			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
川崎市緑ヶ丘霊園	一般墓所	1 平方メートルにつき	250,000円	川崎市緑ヶ丘霊園	一般墓所	1 平方メートルにつき	250,000円
	合葬型墓所	1 体につき	70,000円				
川崎市早野聖地公園	一般墓所	1 平方メートルにつき	165,000円	川崎市早野聖地公園	一般墓所	1 平方メートルにつき	165,000円
	壁面型墓所	1 箇所につき	1,403,000円		壁面型墓所	1 箇所につき	1,403,000円
	芝生型墓所	1 箇所につき	1,304,000円		芝生型墓所	1 箇所につき	1,304,000円
	集合個別型墓所	1 箇所につき	717,000円		集合個別型墓所	1 箇所につき	717,000円
(2) 碑石、形像等の設置場所				(2) 碑石、形像等の設置場所			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
川崎市緑ヶ丘霊園		1 平方メートルにつき	250,000円	川崎市緑ヶ丘霊園		1 平方メートルにつき	250,000円
川崎市早野聖地公園		1 平方メートルにつき	165,000円	川崎市早野聖地公園		1 平方メートルにつき	165,000円
(市外居住者の使用料)				(市外居住者の使用料)			
第13条 第4条第1項ただし書により、本市以外に住所を有する者に利用を許可するときは、その使用料は、前条に定める使用料の5割増とする。				第13条 第4条第1項ただし書により、本市以外に住所を有する者に利用を許可するときは、その使用料は、前条に定める使用料の5割増とする。			
<u>(合葬型墓所の使用料を徴収しない場合)</u>							
第13条の2 一般墓所、壁面型墓所、芝生型墓所又は集合個別型墓所の利用者が、墳墓を合葬型墓所に改葬するため利用場所を返還し、合葬型墓所の利用許可を受ける場合には、合葬型墓所の使用料は、徴収しない。							
(使用料等の減免)				(使用料等の減免)			
第14条 市長は、相当の理由により必要がある場合においては、墓地の使用料、管理料その他の料金を減免することができる。				第14条 市長は、相当の理由により必要がある場合においては、墓地の使用料、管理料その他の料金を減免することができる。			

改正後	改正前																																				
<p>(許可証の交付等)</p> <p>第15条 埋葬場所の利用者には、利用許可証を交付する。</p> <p>2 壁面型墓所、芝生型墓所及び集合個別型墓所の利用許可証の有効期間は、10年とする。</p> <p>3 第5条の規定による承継をした利用者若しくは壁面型墓所、芝生型墓所若しくは集合個別型墓所の利用許可証の更新を受けようとする利用者又は利用許可証を紛失した者は、利用許可証の書換え又は再交付を受けなければならない。</p> <p>4 利用許可証を書き換え、又は再交付する場合は、次の表に定める手数料を徴収する。</p> <table border="1" data-bbox="143 663 1039 804"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用許可証の書換え</td> <td>1件につき</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>利用許可証の再交付</td> <td>1件につき</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理料)</p>	区分	単位	金額	利用許可証の書換え	1件につき	1,300円	利用許可証の再交付	1件につき	500円	<p>(許可証の交付等)</p> <p>第15条 埋葬場所の利用者には、利用許可証を交付する。</p> <p>2 壁面型墓所、芝生型墓所及び集合個別型墓所の利用許可証の有効期間は、10年とする。</p> <p>3 第5条の規定による承継をした利用者若しくは壁面型墓所、芝生型墓所若しくは集合個別型墓所の利用許可証の更新を受けようとする利用者又は利用許可証を紛失した者は、利用許可証の書換え又は再交付を受けなければならない。</p> <p>4 利用許可証を書き換え、又は再交付する場合は、次の表に定める手数料を徴収する。</p> <table border="1" data-bbox="1142 663 2038 804"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用許可証の書換え</td> <td>1件につき</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>利用許可証の再交付</td> <td>1件につき</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理料)</p>	区分	単位	金額	利用許可証の書換え	1件につき	1,300円	利用許可証の再交付	1件につき	500円																		
区分	単位	金額																																			
利用許可証の書換え	1件につき	1,300円																																			
利用許可証の再交付	1件につき	500円																																			
区分	単位	金額																																			
利用許可証の書換え	1件につき	1,300円																																			
利用許可証の再交付	1件につき	500円																																			
<p>第16条 利用者は、清掃その他墓地の管理に要する経費として、次の表に定める管理料を納入しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="143 941 1039 1447"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般墓所</td> <td>1平方メートルにつき</td> <td>年額 700円</td> </tr> <tr> <td>壁面型墓所</td> <td>1箇所につき</td> <td>年額 7,200円</td> </tr> <tr> <td>芝生型墓所</td> <td>1箇所につき</td> <td>年額 7,200円</td> </tr> <tr> <td>集合個別型墓所</td> <td>1箇所につき</td> <td>年額 4,100円</td> </tr> <tr> <td>合葬型墓所</td> <td>1体につき</td> <td>永年 30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	一般墓所	1平方メートルにつき	年額 700円	壁面型墓所	1箇所につき	年額 7,200円	芝生型墓所	1箇所につき	年額 7,200円	集合個別型墓所	1箇所につき	年額 4,100円	合葬型墓所	1体につき	永年 30,000円	<p>第16条 利用者は、清掃その他墓地の管理に要する経費として、次の表に定める管理料を納入しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1142 941 2038 1447"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般墓所</td> <td>1平方メートルにつき</td> <td>年額 700円</td> </tr> <tr> <td>壁面型墓所</td> <td>1箇所につき</td> <td>年額 7,200円</td> </tr> <tr> <td>芝生型墓所</td> <td>1箇所につき</td> <td>年額 7,200円</td> </tr> <tr> <td>集合個別型墓所</td> <td>1箇所につき</td> <td>年額 4,100円</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	一般墓所	1平方メートルにつき	年額 700円	壁面型墓所	1箇所につき	年額 7,200円	芝生型墓所	1箇所につき	年額 7,200円	集合個別型墓所	1箇所につき	年額 4,100円	(新設)		
区分	単位	金額																																			
一般墓所	1平方メートルにつき	年額 700円																																			
壁面型墓所	1箇所につき	年額 7,200円																																			
芝生型墓所	1箇所につき	年額 7,200円																																			
集合個別型墓所	1箇所につき	年額 4,100円																																			
合葬型墓所	1体につき	永年 30,000円																																			
区分	単位	金額																																			
一般墓所	1平方メートルにつき	年額 700円																																			
壁面型墓所	1箇所につき	年額 7,200円																																			
芝生型墓所	1箇所につき	年額 7,200円																																			
集合個別型墓所	1箇所につき	年額 4,100円																																			
(新設)																																					

改正後	改正前
<p>2 前項の管理料の計算に際して1平方メートル未満は、1平方メートルとみなす。</p> <p>(使用料及び管理料の不還付)</p> <p>第17条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、埋葬場所の利用者が利用許可を受けた後3年以内にその場所の全部を返還したときは、既納使用料の半額を還付する。</p> <p><u>(合葬型墓所における焼骨の不返還)</u></p> <p><u>第17条の2 合葬型墓所に埋蔵した焼骨は、返還しない。</u></p>	<p>2 前項の管理料の計算に際して1平方メートル未満は、1平方メートルとみなす。</p> <p>(使用料及び管理料の不還付)</p> <p>第17条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、埋葬場所の利用者が利用許可を受けた後3年以内にその場所の全部を返還したときは、既納使用料の半額を還付する。</p>